特定相談支援事業

運営規程

版		数	第1版
制	定	日	平成 26 年 2 月 28 日
最	終改	訂日	

改訂履歴

改訂日	版数	内 容
平成 26 年 2月 28 日	1版	新規制定

社会福祉法人 ふれんず

承認
代表者

目 次

第1章	総	則		••••••	3
第2章	職員及び	が職務			3
第3章	事業所の)営業日等			3
第4章	利用者に	対する支	爱内容 …		4
第5章	利用者負	担額等 …			6
第 6 章	安全対策	等			6
第7章	その他事	 業運営に	関する事項	頁	8

第1章 総 則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ふれんずが開設する「ふれんずサポートセンター」(以下「事業所」という。)が行う特定相談支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者(厚生労働大臣が定める者)(以下「従業者」という。)が障がい者に対し、適正な事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業に当たっては、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、配慮して行うものとする。
- 2 事業の運営に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機 関等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を 図るものとする。
- 4 前3項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 ふれんずサポートセンター
 - (2) 所在地 呉市中通一丁目2番31号

第2章 職員及び職務

(職員の職種,員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種,員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - (1)管理者 1名

管理者は、事業所の相談支援専門員、その他の従業者の管理、指定計画相談 支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的 に行うとともに、当該従業者に、この規程及び関係法令等の規定を遵守させる ために必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 1名

相談支援専門員は、障がい者等からの生活全般に関する基本的な相談、サービス等利用計画の作成等に関する業務を行う。

2 前項の他に必要に応じてその他の職種の職員をおくことができる。

第3章 事業所の営業日等

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日,火曜日,木曜日,金曜日,土曜日。ただし,「国民の祝日に関する法律」第3条に定める休日,夏期休暇(8月13日から8月 17日),年末年始休暇(12月28日から1月5日)を除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(主たる利用対象者)

第6条 事業所は,障がい者の多彩な個性のふれあいからうまれる多様な可能性を追求 することを目的として,主たる利用者を特定しない。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、呉市の地域とする。ただし、通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

第4章 利用者に対する支援内容

(指定計画相談支援の提供方法及び内容)

- 第8条 事業所が提供する指定計画相談支援の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 基本相談支援に関する業務

障がい者の福祉に関する問題につき,利用者の基本的な相談に応じ,必要な情報の提供及び助言を行い,併せて関係機関及び障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の必要な便宜を総合的に供与する。

- (2) サービス利用支援に関する業務
 - (ア) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の 希望等を踏まえて作成するように努める。
 - (イ) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の 自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状 況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われる ようにする。
 - (ウ) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の 日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス及び施設障害福祉 サービス(以下「指定障害福祉サービス等」という。) 又は指定地域相談支 援に加えて、その他の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活 動への参加も含めてサービス等利用計画上に位置づけるよう努める。
 - (エ) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
 - (オ) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握

(以下「アセスメント」という。)を行う。

- (カ) 相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。
- (キ)相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービスを提供する上での留意事項、厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成する。
- (ク) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置づけた福祉サービス等 について、介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サー ビス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、 文書により利用者等の同意を得る。
- (ケ) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付する。
- (コ)相談支援専門員は,支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に, 指定障害福祉サービス事業者等,指定一般相談支援事業者その他の者との 連携調査等を行うとともに,サービス担当者会議の開催等により,当該サー ビス等利用計画案の内容について説明を行うとともに,サービス担当者会 議に出席する担当者から,専門的な見地から意見を求める。
- (サ) 相談支援専門員は,前号のサービス担当者会議を踏まえたサービス等利 用計画案の内容について,利用者又はその家族に対して説明し,文書によ り利用者等の同意を得る。
- (シ) 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及びサービス担当者会議に出席した担当者に交付する。
- (3) 継続サービス利用援助に関する業務
 - (ア) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握(利用者についての継続的な評価を含む。(以下「モニタリング」という。))を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行う。
 - (イ) 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、厚生

労働省令で定める期間ごとに居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、 その結果を記録する。

- (4) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (1)から(3)に附帯するその他必要な支援,相談,助言を行うものとする。

第5章 利用者負担額等

(利用者等から受領する費用及びその額)

- 第9条 事業所は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相談支援対象障害者等から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第51条の17第2項の規定により算定された計画相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。
- 2 前項のほか,通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の支払を計画相談支援対象障害者等から受けることができるものとする。当該交通費は公共交通機関を使用する場合は実費を、また事業所の自動車を使用する場合は、通常の事業の実施地域を超えた地点から路程1キロメートル当たり30円を実費として徴収する。
- 3 前2項の費用の支払を受けた場合は、計画相談支援対象障害者等に対し、当該 費用に係る領収証を交付するものとする。
- 4 第2項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ計画相談支援対象障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、利用者等の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき、障害者総合支援法第29条第3項第2号に掲げる額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者総合支援法施行令(以下「法施行令」という。)第17条第1項に規定する負担上限月額、又は法施行令第43条の6第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を関係区市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

第6章 安全対策等

(緊急時及び事故発生時における対処方法)

第 11 条 指定計画相談支援の提供により事故が発生したときは,直ちに関係区市町村, 利用者の家族等に連絡するとともに,必要な措置を講じるものとする。 2 指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは,速やかに損害を 賠償するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第12条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図る ため、次の措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(苦情解決)

- 第 13 条 提供した指定計画相談支援に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 事業者は,前項の苦情を受け付けた場合には,当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、障害者総合支援法第10条第1項の規定により関係区市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して関係区市町村が行う調査に協力するとともに、関係区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、障害者総合支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者等からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、障害者総合支援法第51条の27第2項の規定により区市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して区市町村長が行う調査に協力するとともに、区市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 事業者は、都道府県知事又は区市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県知事又は区市町村長に報告するものとする。
- 7 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定 により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報

- の保護に関する法律、その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 職員はその業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するために、職員で なくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約にて 定めなくてはならない。
- 4 事業所は、他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を 提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

第7章 その他事業運営に関する事項

(職員研修)

第15条 事業の適正な運営を図るため、職員の資質の向上に努め、系統的、効果的な研修の機会を設け、計画的に実施する。

(記録の保管管理)

第16条 事業所は,利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する記録を整理し, 当該指定計画相談支援を提供した日から5年間保管管理する。

(その他)

第17条 この規程に定めた事項及び定めのない事項で、規定する必要が生じた場合は、 理事長が施設長、事務局長、管理者の助言に基づいて別途定めるものとする。

(規程の改正)

第 18 条 この規程を改正,廃止するときは,理事長が施設長,事務局長,管理者の助言に基づいて改正,廃止し,社会福祉法人ふれんず理事会及び評議員会に報告するものとする。

附 則①

この規程は、平成26年2月28日に制定し、平成26年3月1日より施行する。